

令和4年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 市立総合医療センター事業

(1) 病 床 数 (許 可)

一 般 病 床	592 床
感 染 病 床	8 床
計	600 床

(2) 年 間 延 患 者 数

入 院 患 者 数	182,500 人
外 来 患 者 数	257,580 人
計	440,080 人

(3) 1 日 平 均 患 者 数

入 院 患 者 数	500 人
外 来 患 者 数	1,060 人

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業

○医療器械整備	655,785 千円
---------	------------

2. 市立東松戸病院事業

(1) 病 床 数 (許 可)

一 般 病 床 181 床

(2) 年 間 延 患 者 数

入 院 患 者 数 35,843 人

外 来 患 者 数 18,369 人

計 54,212 人

(3) 1 日 平 均 患 者 数

入 院 患 者 数 98 人

外 来 患 者 数 75 人

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 入 所 定 員 (許 可) 50 人

(2) 年 間 延 利 用 者 数

入 所 者 数 15,038 人

通 所 者 数 483 人

計 15,521 人

(3) 1 日 平 均 利 用 者 数

入 所 者 数 41 人

通 所 者 数 2 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	市立総合医療センター事業収益	21,408,400	千円
第1項	医 業 収 益	19,930,597	千円
第2項	医 業 外 収 益	1,134,485	千円
第3項	看 護 学 校 収 益	175,474	千円
第4項	保 育 所 収 益	167,843	千円
第5項	特 別 利 益	1	千円
第2款	市立東松戸病院事業収益	2,211,546	千円
第1項	医 業 収 益	1,495,913	千円
第2項	医 業 外 収 益	715,632	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	319,265	千円
第1項	施 設 事 業 収 益	205,499	千円
第2項	施 設 事 業 外 収 益	113,765	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円

支 出

第1款	市立総合医療センター事業費用	23,342,797	千円
第1項	医 業 費 用	22,277,038	千円
第2項	医 業 外 費 用	642,838	千円
第3項	看 護 学 校 費 用	202,877	千円
第4項	保 育 所 費 用	190,042	千円
第5項	特 別 損 失	2	千円
第6項	予 備 費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,211,546	千円
第1項	医 業 費 用	2,192,501	千円
第2項	医 業 外 費 用	14,043	千円
第3項	特 別 損 失	2	千円
第4項	予 備 費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	319,265	千円
第1項	施 設 事 業 費 用	267,729	千円
第2項	施 設 事 業 外 費 用	50,534	千円
第3項	特 別 損 失	2	千円
第4項	予 備 費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,701千円は、過年度分損益勘定留保資金590,570千円、当年度分損益勘定留保資金21,131千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	市立総合医療センター資本的収入	1,404,972	千円
第1項	企 業 債	688,100	千円
第2項	出 資 金	593,784	千円
第3項	負 担 金	123,084	千円
第4項	投 資	2	千円
第5項	固定資産売却代金	1	千円
第6項	寄 附 金	1	千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入	34,799	千円
第1項	企 業 債	3,500	千円
第2項	出 資 金	31,297	千円
第3項	固定資産売却代金	1	千円
第4項	寄 附 金	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入	327	千円
第1項	出 資 金	325	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円
第3項	寄 附 金	1	千円

支 出

第1款	市立総合医療センター資本的支出	1,984,891 千円
第1項	建設改良費	846,454 千円
第2項	投 資	27,960 千円
第3項	償 還 金	1,100,477 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出	65,758 千円
第1項	建設改良費	16,376 千円
第2項	償 還 金	39,382 千円
第3項	予 備 費	10,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	1,150 千円
第1項	建設改良費	650 千円
第2項	予 備 費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
松戸市病院事業 公営企業会計 システム導入業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	11,450 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立総合医療センター 医療器械整備事業	649,600 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市立総合医療センター 救急車両整備事業	38,500 千円			
市立東松戸病院 医療器械整備事業	3,500 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立総合医療センター事業 2,500,000 千円
2. 市立東松戸病院事業 300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 看護学校費用
- (4) 保育所費用
- (5) 施設事業費用
- (6) 施設事業外費用
- (7) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立総合医療センター事業

(1) 職員給与費 11,650,261 千円

(2) 交際費 114 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 職員給与費 1,520,443 千円

(2) 交際費 20 千円

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 職員給与費 214,046 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立総合医療センター事業 3,966,240 千円

2. 市立東松戸病院事業 55,635 千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 市立総合医療センター事業

	(種類)	(名称)	(数量)
(1) 取得する資産	医療器械	手術用ロボット手術システム	1 式

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健次